

新旧の比較対照表

新	旧
<p>第4条 執行役員報酬は月給制とし、毎月25日に支給する。ただし、支給日が銀行休業日にあたる時は、前日に繰り上げて支給する。</p> <p><u>2 年俸の月配分は、報酬決定の際、理事会又は理事会から委任を受けた理事長が決定する。</u></p>	<p>第4条 執行役員報酬は月給制とし、毎月25日に支給する。ただし、支給日が銀行休業日にあたる時は、前日に繰り上げて支給する。</p> <p><u>2 月給額は執行役員報酬の年額の18分の1を毎月支給し、18分の2.5を7月、18分の3.5を12月に賞与として支給する。</u></p>
<p>附 則</p> <p>この規則は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p><u>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、平成13年4月1日から施行する。</p>